

質問回答

2016年11月9日

「案件名:ブータン国全国総合開発計画 2030 策定プロジェクト」

(公示日:2016年10月26日/公示番号:160825)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P12、3.プロジェクトの対象地域	調査対象地域(情報収集・分析対象地域)は、インドを初めとするブータン王国周辺国(特にブータン国境から港までの経路及び周辺地域)も含むこととするとあるが、「6-3. GISデータ基盤の構築 5)GISデータ基盤構築」においても、対象地域として含まれるのか。 含まれる場合、各種統計等の一次データの取得状況について分かっているものはあるか。	6-3.5)GIS データ基盤の構築の対象地域については、ブータン国内のみとなります。インド等の近隣国は含みません。
2.	5 業務実施上の留意点の(2) ブータンの国土状況の見える化(p.12)	本項に列記されている施設立地、産業立地、インフラ、その他のカッコ内に例示されている各項目は、GIS データとして存在するか。GIS データとして存在しない場合、紙ベースで位置を示した資料は存在するか。	GIS データとしては存在しませんが、紙ベースで位置を示した資料は存在します。
3	5 業務実施上の留意点の(11)事業広報(p.17)	1)において、ブータン国内でのセミナーはファイナルレポート提出後とし、2)日本国内でのセミナーはファイナルレポート作成後としている。6 業務の内容の6-15 では、両セミナーの開催時期をファイナルレポートの提出前としている。セミナーの開催時期はファイナルレポートの前後のいずれを想定しているか。	ブータン国内および日本国内のセミナーは、ファイナルレポート作成後、提出前に実施となります。ファイナルレポートに内容はセミナー時点で確定させてください。

4	(13)本邦研修(p.18)	<p>国内研修の中に第三国研修を含めることは可能でしょうか？</p> <p>国内研修を再委託することは可能でしょうか？</p>	<p>国内研修の中に第三国研修を含めることは不可とします。日本の事例を学びたいという希望があるためです。</p> <p>国内研修(本邦研修)の再委託は想定していません。P18 に記載の通り、コンサルタントは「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2016年6月)」における(P3 参照)、「研修実施」のみを行うため再委託は必要ないと考えます。</p>
5	<p>業務指示書 P20、第6 業務の内容、6-3. GIS データ基盤の構築、 5)GIS データ基盤の構築</p>	<p>2 年以内に撮影された衛星画像(参考銘柄 SPOT6/7)を購入すると記載されているが、2 年以内に撮影された積雪/雲量等の関係より十分にカバーできない地域がある。これら地域については 2 年以上前の衛星画像を選択してもよろしいか。</p>	<p>積雪/雲量等の関係により十分にカバーできない地域については、2 年以上前の画像を選択可能とします。その場合でも、最新の画像となるよう留意願います。</p>
6	P.20 6-3. GIS データ基盤の構築	<p>「1) 衛星画像」と「3) DEM データ」について、プロジェクト終了後にブータン国政府への譲渡およびその後の利活用を考慮したライセンス形態にする必要があるか。</p>	<p>プロジェクト終了後に、「ブータン国政府への譲渡およびその後の利活用を考慮したライセンス形態」として下さい。</p>
7	P.20 6-3. GIS データ基盤の構築	<p>4)の「衛星画像データと DEM データの結合」とは、調達した DEM データを用いて衛星画像からオルソ画像を作成するという意味なのか、もしくは調達した衛星画像を結合しモザイク処理するという意味なのか。</p>	<p>本件では、オルソ処理された衛星データを調達し、それで 1 枚のレイヤーを作成します。DEM データについては 1 枚のレイヤーを作成することとし、それを一つの GIS ファイル上に統合することを想定していません。「DEM データを用いて衛星画像からオルソ画像を作成する」ことは想定していません。</p>
8	P.20 6-3. GIS データ基盤の構築	<p>調達する衛星画像について、「2 年以内」はいつ時点を起点としているのか。</p>	<p>本件公示日(2016年10月26日)からとします。</p>

9	RD Annex 4 Framework of TOR for SEA Draft (2) Description of SEA, 3) Methodology (j) 業務指示書 P.23 6-6 (6) SEA の実施	RD Annex 4 Framework of TOR for SEA Draft (2) Description of SEA, 3) Methodology (j)において、ステークホルダー会議の計画(回数 2 回と参加者概要、人数)が提示されているが、SEA のステークホルダー分析の結果、これらの計画を変更することは可能であるか？	ステークホルダー会議は 2 回開催とし、プロポーザルを作成ください。業務開始後、SEA のステークホルダー分析の結果、回数の変更が必要となる場合は、契約変更等で対応します。
10	業務指示書 P.23 第 2 業務の目的・内容に関する事項、6-6 (6) SEA の実施	「ステークホルダー会議とパブリックコンサルテーション(国内 3ヶ所程度)を実施する。」とあるが、「パブリックコンサルテーション」を上記 RD Annex 4 のステークホルダー会議の実施が予定されている 3 か所で実施するという理解でよいか？つまり、業務指示書での提案では、ステークホルダー会議 2 回を 3 か所、パブリックコンサルテーション 1 回を 3 か所で実施を想定しているとの理解でよいか？	ステークホルダー会議とパブリックコンサルテーション(同義)については、以下の回数を想定しています。 第一回ステークホルダー会議(ブータン国内 3ヶ所) 第二回ステークホルダー会議(同 1ヶ所) それ以外のパブリックコンサルテーション:なし
11	P.23 6-6. (6) 戦略的環境アセスメント(SEA)の実施」	「代替案の検討においては、ステークホルダー会議とパブリックコンサルテーション(国内 3ヶ所程度)を実施する」とあるが、「国内 3ヶ所程度」とは、ステークホルダー会議とパブリックコンサルテーションを合わせて「3ヶ所程度」なのか、それぞれ「3ヶ所程度」なのかステークホルダー会議は特に指定がなくパブリックコンサルテーションが「3ヶ所程度」なのか。それぞれについて回数を特定願いたい。	
12	6 業務の内容の 6-13 の(3)都市開発マスタープランの広報	見出しは、都市開発マスタープランの広報とされているが、正しくは全国総合開発計画の広報でしょうか。	6-13 (3)につき、以下の通り変更します。 (変更前) (3)都市開発マスタープランの広報 (変更後) (3)全国総合開発計画の広報

13	P.27 7) 広報用資料	パンフレットですが、セクターが多数なので、8 ページではなくその倍程度が必要と考えますが、ページ数を増加しても良いですか？ パンフの仕様カラーオフセットという指定はありますか	プロポーザルや見積書については、8 ページをと言う条件で作成願います。業務開始後、資料作成を進めていく中で、ページ数増が必要な場合は、契約変更で対応することとします。 パンフレットの仕様は、カラーとしますが、オフセット印刷は必須としません。
14	現地調達品(p.31)	プリンター・スキャナーは第三国調達は可能ですか？	可能ですが、通関手続きが煩雑になることもあり、ブータン国内で調達されることを推奨します。
15	業務指示書 P.31 第 3 業務 実施上の条件 6 現地及び 国内再委託	パブリックコンサルテーションに関する現地再委託は、SEA 実施支援に関する業務を含むと理解してよいか？	ご理解の通りです。
16		旅行者に対する 200～290 ドルの公定料金は、見積もりに計上するか。	JICA 業務でブータンに入国する場合は、200～290 ドルの公定料金は免除されますので、計上不要です。コンサルタント等契約における見積書作成ガイドラインに従い、必要な日当・宿泊費、レンタカー代を計上下さい)
17		ブータン国内移動の制限事項(陸路・空路)についてご教示ください。	ブータン事務所の規定により、ブータン国内の空路の移動は禁止されています。陸路は制限はありません。
18	資料 B 収集資料リスト	ウェブで入手可能でないものにつきまして資料をお借りすることは可能でしょうか。	社会基盤・平和構築部都市・地域第一チーム(03-5226-8154)にて閲覧可能です。
19	見積につきまして	カウンターパートの地方出張の際の経費は計上してもよいでしょうか	計上不要です。

以上